

## 1 事業名

所沢市老人デイサービスセンター条例の一部改正

## 2 事業の概要

介護保険法の一部改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業が実施されることから、老人デイサービスセンターの利用者の範囲及び利用に係る料金の規定について、所要の改正を行うものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

法の改正に伴うものであり、介護予防・日常生活支援総合事業を行う老人デイサービスセンターを設置する他の自治体においても、同様の条例改正を予定している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

老人福祉法、介護保険法

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

## 議案第107号 所沢市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第7条各号に掲げる事業に関する業務

(2)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関し市長が必要と認める業務

(利用に供さない日)

第6条 センターを利用に供さない日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(1)・(2) 略

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(センターの事業)

第7条 センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 入浴に関すること。(2) 食事の提供に関すること。(3) 機能訓練に関すること。(4) 介護方法の指導に関すること。(5) 生活等に関する相談及び助言に関すること。(6) 健康状態の確認に関すること。(7) 送迎に関すること。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの運営に関し市長が必要と認める業務

(利用に供さない日)

第6条 センターを利用に供さない日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(1)・(2) 略

(3) 12月28日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(センターの事業)

第7条 センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 生活指導に関すること。(2) 日常動作訓練に関すること。(3) 養護に関すること。(4) 健康チェックに関すること。(5) 送迎サービスに関すること。(6) 入浴サービスに関すること。(7) 給食サービスに関すること。(8) 家族介護者教室に関すること。

(8) 略

(利用できる者の範囲)

第8条 センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次に掲げるセンターの区分に応じ、それぞれに定める者

ア 通所介護（介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項並びに第12条第1号及び第2号において「法」という。）第8条第7項の通所介護をいう。以下この号において同じ。）の事業を行うセンター 通所介護に係る法第41条第1項の居宅介護サービス費又は法第42条第1項の特例居宅介護サービス費の支給に係る者

イ 略

(2) 法第115条の45第1項第1号ロの第一号通所事業に係る法第115条の45の3第1項の第一号事業支給費の支給に係る者

2 略

(利用料金)

第12条 利用者は、指定管理者に次に掲げる利用料金を納入しなければならない。

(1) 第8条第1項第1号に規定する者の利用料金 法に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額

(2) 第8条第1項第2号に規定する者の利用料金 法に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額を上限として市長が別に定める額

(3) 略

(9) 略

(利用できる者の範囲)

第8条 センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次に掲げるセンターの区分に応じ、それぞれに定める者

ア 通所介護（介護保険法（平成9年法律第123号。以下この号及び第12条第1号において「法」という。）第8条第7項の通所介護をいう。以下この号において同じ。）の事業を行うセンター 通所介護に係る法第41条第1項の居宅介護サービス費又は法第42条第1項の特例居宅介護サービス費の支給に係る者

イ 略

(2) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第7項の介護予防通所介護に係る同法第53条第1項の介護予防サービス費又は同法第54条第1項の特例介護予防サービス費の支給に係る者

2 略

(利用料金)

第12条 利用者は、指定管理者に次に掲げる利用料金を納入しなければならない。

(1) 第8条第1項に規定する者の利用料金 法に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額

(2) 略